

山口県報

平成20年
10月28日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三

土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

公有水面の埋立ての免許 (港湾課) 四

道路の位置の指定 (建築指導課) 五

公告

契約の締結 (医務保険課) 五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 六

土地改良区役員届出 (農村整備課) 八

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 九

山口県告示第五百五号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年十月二十八日から同年十一月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の

縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋紡績株式会社
住 所 大阪市北区堂島浜二丁目二番八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋紡績株式会社岩国事業所
所 在 地 岩国市灘町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	予 定 手 続	予 定 日 期	予 定 日 期	間 隔
二一イ	九・二	平成二〇、 一、一八	平成二〇、 一、三三	平成二一、 一、一
備考 「二一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十二号の化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設をいう。				

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
二一 七	七・三	六・五	九・八三二
	九・八三二	九・八三二	五
	一〇	〇・六	〇・六
	〇・六	〇・六	〇・〇二
	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
	〇・〇二	〇・〇二	一七
	二五	二五	二五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
排 水 処 理 施 設	"	二二五、二〇〇	沈殿	"	"	"	(既)	"	(設)
活 性 汚 泥 処 理 施 設	鉄筋コンクリート	一、五六〇	活性汚泥	連続	二四時間	概	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
		通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
活 性 汚 泥 処 理 施 設	処理前	六・七	六・五	四七五	五四〇	八二四
	処理後	"	"	一〇八	九七五	"
排 水 処 理 施 設	処理前	"	"	一九・七	二八・五	一〇〇、六七三
	処理後	"	"	一八・七	二七・九	一一九、五一四

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七・三	六・七	九・八三二
化学的酸素要求量 (mg/l)	二二〇	二五	九・八三二
浮遊物質質量 (mg/l)	四	五	五
鉍油類 (mg/l)	"	"	九八〇
窒素 (mg/l)	"	"	二九・七
リン (mg/l)	"	"	〇・四

No. 2	No. 1
排水口	排水口
七	六・七
七・四	六・三
六・五	一三・六
"	五〇
五	四
"	二五
"	検出せず
〇・六	一一・四
〇・七	一三・七
〇・三	〇・五
〇・三	〇・六
二一、五〇〇	一五五、八七八
一五、五九〇	二〇二、一〇〇

山口県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
防府市牟礼土地改良区

認可年月日
平成二〇、一〇、一六

山口県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

市町名
萩市 施行地区
福栄地区

事業の種類
農道の整備
平成二〇、九、五

山口県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年十月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道

路線名 三七六号
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別
山口市徳地堀字奥開作一七四〇の二地先	最狭 二〇八・九五	最狭 二二八・六五	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	一六・二	一六・二	備 考

道路の種類 県道
路線名 防府環状線
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別
防府市大字西浦字十一二割二八八〇の一地先から同市大字佐野字四反村一三七二の一地先まで	最狭 一四七・〇三	最狭 一七三・五六	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
防府市大字西浦字十一二割二八八〇の一地先から同市大字台道字森ノ下四八三三の一地先まで	最狭 一四七・〇三	最狭 一七三・五六	ダブルウェイ
防府市大字台道字森ノ下四八三三の一地先から同市大字台道字森ノ下四八三三の一地先まで	最狭 一四七・〇三	最狭 一七三・五六	終点の変更による。
防府市大字台道字森ノ下四八三三の一地先から同市大字東鐘付免九九五の五	最狭 一四七・〇三	最狭 一七三・五六	県道宇部防府線の道路の区域(重用)

道路の種類 県道
路線名 獺越下松線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市周東町獺越字蔵目喜一九六七の二地先から 同市周東町獺越 同字一九七五の二地先まで	最狭 三五・〇	最狭 八四・九	一〇七・五	九七・七	道路改良工事の完了による。

山口県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 獺越下松線	岩国市周東町獺越字蔵目喜一九六七の二地先から 同市周東町獺越 同字一九七五の二地先まで	平成二十年十月二十九日

山口県告示第五百十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線、7の地点と8の地点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位(D.L. +三・〇九メートル)における公有水面と和田漁港和田C防波堤との境界線及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和五十五年八月十九日付け指令港湾第三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +三・二七メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字和田字ずしの尉子鼻四等三角点(北緯三三度五六分二八・三七一秒東経一三三度二四分〇八・五六二秒)(以下「基準点」という。)(から一六七度三二分五七秒一、一二四・五八メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二九五度二六分三七秒二四・五九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二五度二六分三七秒二〇・四〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一一五度二六分三七秒一・二〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二五度二六分三七秒七・二〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九五度二六分三七秒一・二〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二五度二六分三七秒三三・九五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一一一度三八分五九秒一四・七六メートルの地点

(三) 面積

九〇二・七一平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地内並びに同字一〇四二の二及び同大字字ちノ泊七一六に沿接する水路に沿接する堤地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一六九度二分四二秒一、一六九・八八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二九九度二一分〇四秒四二・九六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二五度二六分三七秒二二・四九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一一一度二四分三七秒四七・一九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二〇五度二六分一八秒七〇・五一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二〇六度四分〇九秒一〇・三四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇八度三四分五四秒二〇・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二一〇度〇六分二八秒一〇・〇九メートルの地点

(三) 面積

五、八二八・五二平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 中本 富夫

五 免許の年月日

平成二十年十月十七日

山口県告示第五百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル) ^員	延 (メートル) ^長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
長門市東深川字播磨坊三二二の一	四・五〇六・〇	七九・〇	四五五・四三



(四二一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び数量

人工心肺装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年九月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

カナヤ医科器械株式会社 宇部市小松原町二丁目一番一号

六 落札金額

四千一十万円

七 入札公告日

平成二十年八月十九日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七番地

二 落札に係る物品の名称及び数量

内視鏡診断治療システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年九月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

成和産業株式会社 広島市西区商工センター二丁目一番一九号

六 落札金額

四千七百五十六万五千円

七 入札公告日

八 その他
平成二十年八月十九日

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(四二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年十月二十八日から平成二十一年三月二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ光店

所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社三城

加納 誠治

多根 裕詞

四 届出年月日

平成二十年十月二日

五 変更年月日

平成十五年一月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ光店

所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

松月堂製パン株式会社

井上 薫

井上 守

四 届出年月日

平成二十年十月一日

五 変更年月日

平成十五年五月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ光店

所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社三城

東京都中央区日本橋室町二丁目四番二号

東京都中央区銀座一丁目七番一七号

四 届出年月日

平成二十年十月二日

五 変更年月日
平成十六年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャスコ光店
所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社タツミヤ	株式会社タツミヤ	曲淵恵美子	指田 努

四 届出年月日
平成二十年十月一日

五 変更年月日
平成十六年十月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャスコ光店
所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
鯨樹食品株式会社	鯨樹食品株式会社	柳田 昇一	北野 清

四 届出年月日

五 変更年月日
平成二十年十月一日
平成十七年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャスコ光店
所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
鯨樹食品株式会社	鯨樹食品株式会社	大阪市住吉区山之内四丁目二番五〇号	大阪府八尾市老原九丁目一五

四 届出年月日
平成二十年十月一日

五 変更年月日
平成十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジャスコ光店
所在地 光市大字浅江一七五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
イオン株式会社	イオン株式会社		

七

大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行なう者の住所	大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行なう者の住所
株式会社たけうち	株式会社たけうち	株式会社たけうち	株式会社たけうち
株式会社タカラブネ	株式会社タカラブネ	株式会社タカラブネ	株式会社タカラブネ
株式会社光月堂	株式会社光月堂	株式会社光月堂	株式会社光月堂
株式会社ウチムラ	株式会社ウチムラ	株式会社ウチムラ	株式会社ウチムラ
ジャスフオート株式会社	ジャスフオート株式会社	ジャスフオート株式会社	ジャスフオート株式会社
株式会社エステール	株式会社エステール	株式会社エステール	株式会社エステール
イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社
スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社
株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ
株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル
株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社	イオンリテール株式会社
スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社
株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ
株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル
株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号	千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号	千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号	千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号
高知市本町四丁目一番一六号	高知市本町四丁目一番一六号	高知市本町四丁目一番一六号	高知市本町四丁目一番一六号
福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一	福島県いわき市鹿島町走熊二七の一
広島市中区堀川町五番一号	広島市中区堀川町五番一号	広島市中区堀川町五番一号	広島市中区堀川町五番一号
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
伊オンリテール株式会社	伊オンリテール株式会社	伊オンリテール株式会社	伊オンリテール株式会社
スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社
株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ	株式会社八二一ズ
株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル	株式会社バッケンモーツアル
株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業	株式会社大創産業
田上 友康	田上 友康	田上 友康	田上 友康
江尻 義久	江尻 義久	江尻 義久	江尻 義久
成岡富士夫	成岡富士夫	成岡富士夫	成岡富士夫
村井 正平	村井 正平	村井 正平	村井 正平

株式会社大創産業	矢野 博文
一 就任した役員	山口県知事 二井 関成
土地改良区の名稱	土地改良区の名稱
防府市牟礼土地改良区	防府市牟礼土地改良区
理事の別	理事の別
氏名	氏名
住	住
所	所
幾度 昭勲	防府市大字牟礼四五四の二四
安村 光雄	国衛四丁目八番一〇号
藤山 正	大字江泊二二五八
田中 敏靖	牟礼柳一〇番五号
安村 晋	酢貝一九番一号
原田 新作	敷山町四番一二号
荒瀬 貢	大字牟礼四八八
石川 昭	二四七六
中川 哲夫	岸津二丁目一四番四〇号
清水 義正	大字牟礼一三五六
二 退任した役員	
土地改良区の名稱	
防府市牟礼土地改良区	
理事の別	
氏名	
住	
所	
田中 敏靖	防府市牟礼柳一〇番五号
安村 光雄	国衛四丁目八番一〇号
藤山 正	大字江泊二二五八
安村 一夫	牟礼今宿二丁目一四番一号
平成二十年十月二十八日	
四 届出年月日	
平成二十年十月一日	
五 変更年月日	
平成二十年八月二十一日	
(四一三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出	
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。	

“	“	“	“	“	“
“	“	監	“	“	“
町田	宮本	幾度	荒瀬	石川	原田
進	巖	昭勲	貢	眞平	新作
“	“	“	“	“	“
岩畠	大字	“	“	“	敷山町
三丁目	江泊	“	“	“	四番一
一	二四七	“	四五九	“	二二
四番一	“	“	の二四	“	号
号	“	“	“	“	“

(四一四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生町字三枚浜
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡平生町大字曾根一九六〇番地
田村 由夫

平成二十年十月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）